

原発事故当時大学生で福島県外に居住していた申立人子について、生まれてから大学に進学するまでの約19年間にわたって緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)所在の実家に居住し、大学進学後も長期休暇等の際には実家に帰省していたこと、原発事故以前から大学卒業後は地元に戻って就職する予定であったこと、実際に大学卒業後福島県内に戻り就職していること等の事情を考慮して、実家所在地を基準とする生活基盤変容慰謝料50万円(中間指針第五次追補の定める目安額と同額)の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年(東)第○号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1及び同X2(以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目(別紙記載の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目(別紙記載の期間に限る。)についての和解金として、金140万円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目(別紙記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有することとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年11月7日

(仲介委員 石原 弘隆)

別紙

損害項目	申立人	対象期間	金額（円）
生活費増加費用 （自家消費野菜）	X 1	—	360,000
精神的損害 （日常生活阻害慰謝料・基礎分）	X 2	平成 23 年 3 月 11 日から 平成 24 年 8 月 31 日まで	540,000
生活基盤変容慰謝料 （中間指針第五次追補 第 2 の 2）	X 2	—	500,000
合計			1,400,000